

横浜市情報公開・個人情報保護審査会制度運用調査部会 第31回会議議事録

日 時	平成28年3月8日(火) 午前11時00分～午前11時50分
開催場所	市庁舎3階共用会議室
出席者	三辺部会長、金子委員、藤原委員
欠席者	なし
開催形態	公開（傍聴者1人）
議 題	横浜市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の改正について
議事及び 決定事項	<p>開会にあたり、部会長が、会議の公開を確認した。</p> <p>横浜市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の改正について</p> <p>(事務局) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の改正について説明（資料(1)から(4)までに基づき説明）</p> <p>(三辺部会長) 資料(1)について、条例等を記載した部分はいつの時点のものを示しているのか分かるように、改正時期を明示する。</p> <p>(金子委員) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会運営要領（以下「運営要領」という。）は公表されているということであるが、運営要領の改正案において「弁明書」という記載がない。</p> <p>私は、処分理由説明書を弁明書に置き換えるのみの改正になるのではないかと思っていた。改正された行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条において弁明書の提出が適用されるため、運営要領には記載しないという趣旨であろうが、弁明書、反論書、意見書の3点のうち、弁明書のみをあえて除くのではなく、現行の運営要領に「処分理由説明書」が明記されているように、改正案においても弁明書について加えてはどうか。</p> <p>資料(1)裏面の「(2)ウ その他行政不服審査法に基づく書面」の部分では、「(ア)反論書」、「(イ)意見書」、「(ウ)証拠書類」の一番上に「弁明書」を加えることとなるのかと思う。</p> <p>例えば、改正された行政不服審査法の読替規定は、一般市民にとっても、容易に理解するには難しいところがある。そして、「弁明書」という用語が運営要領の改正案に全くないため、審査庁は処分庁の弁明書をどのように受理するのか、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「情報公開条例」という。）と整合性が取れているのか気になったということである。</p> <p>ところで、情報公開条例では審査庁は実施機関であるのか。</p>

(事務局)	はい。
(金子委員)	行政不服審査法第29条第2項は、別表第一において、「審理員は」を「審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあっては」というように読み替えているが、具体的にどのようなのか。
(事務局)	審査庁は弁明書を作成しなければならないと読み替えられる。 また、同条第5項において、審査庁は、弁明書を作成したときは、審査請求人及び参加人に送付しなければならないこととなるため、現在、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）が処分庁から処分理由説明書を提出してもらい、その写しを異議申立人に送付するという手続であったところが、審査庁の中で完結することとなる。
	審査請求書が提出されると、実施機関から市民情報室にその後の事務手続について確認の連絡があるため、その際、市民情報室からも弁明書の作成及び審査請求人への送付について、実施機関へ周知していく。
	平成27年12月に改正された情報公開条例第19条第2項では、審査会への諮問は、弁明書の写しを添えてしなければならないと規定しており、諮問書と弁明書を併せて提出することとしている。
(金子委員)	そうすると、運営要領にも弁明書の提出を求める旨の記載を加えると良いのではないかと思う。
(事務局)	情報公開条例上、弁明書を添付しなければ審査会へ諮問できないこととなっている。一方、反論書及び意見書については、そのような条文はないことから、現行は、審査会から異議申立人へ意見書の提出を求めるという手続であるため、審査会に直接、意見書が提出される。今後は審査庁が行う手続を明記したのが、今回の運営要領の改正案である。
(藤原委員)	条文そのものは行政不服審査法に合わせて手続保障をきちんとしてあるということで結構だが、一点だけ実務的観点から確認させていただく。
	資料(1)裏面の「(2)イ 情報公開条例第25条に基づく意見書又は資料」について、結局のところ、今まで「努めるものとする」としていたところを「提出するものとする」と変えたということか。
(事務局)	運営要領には特に定めなかった部分である。情報公開条例第25条そのものは現行どおりであり、審査請求人等から意見書又は資料が提出された場合における、審査会から審査請求人等への通知は努力義務規定である。

	<p>今回の運営要領の改正案は、通知をする場合には当該資料などを添付するとしたものである。</p> <p>(藤原委員) ドメスティックバイオレンスが関係する事案など、通知できないような場合もあることから、通知することが義務規定であれば具合が悪いと思つての確認であつた。従来通りの努力義務規定ということであれば了解した。</p> <p>(金子委員) 先ほどの、運営要領への「弁明書」という用語の記載の件については、資料(4)の平成27年12月改正の情報公開条例第19条第2項を実際に確認できたため、運営要領の改正案はこのままで結構である。</p> <p>(藤原委員) 条文を確認できたということで承知した。</p> <p>(三辺部会長) 当部会委員の御承認をいただいたので、本件については、ただ今、一部修正の上、決定した原案を、当部会の改正案とする。</p> <p>今後、この改正案を各部会に説明し、各部会において承認をいただき、最終的に、当審査会運営要領を改正することとする。</p>
特記事項	<p>1 資料</p> <p>(1) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の改正について</p> <p>(2) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会運営要領改正案</p> <p>(3) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会運営要領新旧対照表</p> <p>(4) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成27年12月改正版)及び横浜市個人情報の保護に関する条例(平成27年12月改正版)</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回開催日時 未定</p>

本議事録を承認します。

平成28年3月30日

横浜市情報公開・個人情報保護審査会制度運用調査部会 部会長 三辺 夏雄

委 員 金子 正史

委 員 藤原 静雄